

第13期 報 告 書

自 平成24年 4 月 1日

至 平成25年 3 月31日

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役の監査報告書謄本

能登空港ターミナルビル株式会社

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

能登空港の今年度の乗降客数は、我が国の景気回復基調や東日本大震災による旅行自粛のムードの緩和から能登便、東京便ともに伸び、前年度に比べて14千人弱増加した結果、154,402人(前年比109.6%)となりました。

また、チャーター便につきましては、前年度より1便少ない4便が台湾から就航して、乗降客数は前年度より178人少ない894人(前年比83.4%)となりました。

当社の当期の業績につきましては、売上高が、航空会社やレストラン、売店等からの家賃収入、県及び航空会社からの空港関連業務等の受託料のほか、広告やその他収入を合わせて335,277千円(前年比98.7%)となりました。

減収の主な原因は、貨物ビルの家賃収入見直しによるものです。

また、売上原価(287,377千円)、販売費及び一般管理費(30,559千円)につきましては、コストを抑え、効率的な経営に努めた結果、合計で317,936千円(前年比102.8%)となりました。

この結果、営業利益は17,341千円(前年比57.5%)となり、営業外損益を加減した経常利益は、18,274千円(前年比59.5%)、税引後の当期純利益は11,069千円(前年比62.2%)を計上することが出来ました。

施設整備におきましては、機内持込手荷物用検査装置、受託手荷物用検査装置を更新いたしました。

(2) 今後の課題

能登空港は、本年7月、開港10周年を迎えます。これまで能登地域の振興に大きく貢献してきましたが、今後は、2年後の北陸新幹線金沢開業なども踏まえ、さらなる利活用策を展開していくことが求められています。

こうした中、当社といたしましては、車輛等各種設備の修理・更新費用の増加が見込まれ、経営的には段々厳しさが増していくものと思われれます。

このような厳しい環境下ではありますが、売店等の売上の向上に努め、経費節減を図りながら健全経営を目指すとともに、施設の保守管理にも細心の配慮を尽くし、安全で快適な賑わいのある能登の拠点ターミナルを目指して県や地元市町とも連携を図りながら、創意工夫を行っていく所存であります。

株主各位におかれましては、ますますのご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

(単位：千円)

区 分	設備投資	資金調達	
		自己資金	県補助金
機内持込手荷物用検査装置	2,590	1,230	1,360
受託手荷物用検査装置	4,070	1,933	2,137
合 計	6,660	3,163	3,497

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

科 目	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売 上 高	383,676	389,440	339,584	335,277
経 常 利 益	26,496	28,270	30,695	18,274
当 期 純 利 益	15,470	16,556	17,809	11,069
1株当たり当期純利益	773円49銭	827円80銭	890円43銭	553円45銭
総 資 産	1,155,012	1,146,517	1,132,621	1,137,369
純 資 産	1,046,085	1,062,641	1,080,450	1,091,519

(5) 主要な事業内容

- ① 貸 室 業
- ② 航空事業者・航空旅客及び貨物に対する役務の提供並びに航空機牽引車、電源車等の機材の賃貸
- ③ 航空機の給油施設の管理及び運営
- ④ 建物及び附属設備の保守管理、警備、清掃及び環境衛生の管理業務
- ⑤ 広告宣伝業
- ⑥ 物品販売業並びに石油製品の販売業
- ⑦ 著作権等の無体財産権の管理
- ⑧ 損害保険代理業

(6) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
従 業 員	3 ^名	45 ^歳	11.2 ^年

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 24,000株
 ② 発行済株式の総数 20,000株
 ③ 総株主の議決権数 20,000個
 ④ 株 主 数 33名
 ⑤ 株 主

株 主 名	持株数	出資比率	株 主 名	持株数	出資比率
石 川 県	7,200 ^株	36.00%	津 幡 町	176 ^株	0.88%
奥能登広域圏事務組合	3,000	15.00	内 灘 町	146	0.73
七尾鹿島広域圏事務組合	1,800	9.00	石川県農業協同組合中央会	120	0.60
輪島商工会議所	1,200	6.00	金沢商工会議所	100	0.50
株式会社日本政策投資銀行	1,000	5.00	株式会社北陸銀行	100	0.50
北陸電力株式会社	1,000	5.00	能登町商工会	56	0.28
羽咋郡市広域圏事務組合	600	3.00	石川県漁業協同組合	40	0.20
株式会社北國銀行	600	3.00	中能登町商工会	30	0.15
七尾商工会議所	500	2.50	能登鹿北商工会	28	0.14
株式会社整理回収機構	400	2.00	穴水町商工会	24	0.12
全日本空輸株式会社	400	2.00	石川県森林組合連合会	20	0.10
珠洲商工会議所	300	1.50	宝達志水町商工会	20	0.10
かほく市	278	1.39	羽咋市商工会	18	0.09
株式会社北鉄航空	200	1.00	門前町商工会	18	0.09
北陸鉄道株式会社	200	1.00	志賀町商工会	14	0.07
興能信用金庫	200	1.00	富来商工会	12	0.06
のと共栄信用金庫	200	1.00	計	20,000	100.00

3. 役員に関する事項

取締役及び監査役

取締役会長	谷本正憲	(石川県知事)
代表取締役社長	中西吉明	(石川県副知事)
代表取締役専務	多賀久和	
取締役	油野和一郎	(河北郡市会会長)
取締役	石黒伸彦	(北陸電力株式会社執行役員石川支店長)
取締役	今井欽次	(珠洲商工会議所会頭)
取締役	岡田靖弘	(北陸エアターミナル株式会社代表取締役社長)
取締役	梶文秋	(奥能登広域圏事務組合組合長)
取締役	加藤敏彦	(北陸鉄道株式会社代表取締役社長)
取締役	小森卓郎	(石川県企画振興部長)
取締役	里谷光弘	(輪島商工会議所会頭)
取締役	土橋二郎	(株式会社日本政策投資銀行北陸支店長)
取締役	東英一	(石川県農業協同組合中央会専務理事)
取締役	不嶋豊和	(七尾鹿島広域圏事務組合組合長)
取締役	前山正一	(七尾商工会議所会頭)
取締役	深山彬	(金沢商工会議所会頭)
取締役	山辺芳宣	(羽咋郡市広域圏事務組合組合長)
監査役	沢田隆	(石川県商工会連合会監事)
監査役	浜池孝夫	(石川県出納室長)
監査役	山下孝明	(のと鉄道株式会社代表取締役社長)

4. 会計監査人に関する事項

氏名 宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎 文夫

5. 会社業務の適正を確保するための体制整備に係る基本方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業活動を脅かす災害、事故等の不測の事態に対応するために、マニュアルやガイドラインを整備しリスク管理体制の確立を図る。特に当社は、公共交通に関連する企業であり、安全に対する危機管理については関係機関と連携し、対応を図ることとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の監督等を行う。また、代表取締役専務は職務の効率性に関しての責任者として、経営計画に基づいた目標に対し職務執行が効率的に行われるよう監督するとともに効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図って行く。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、代表取締役専務はコンプライアンス体制の責任者として体制の維持・向上を図り、教育・研修の充実を図る。また監査役と連携し問題点の把握、改善に努め、適宜、取締役会に報告する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて同使用人を配置することとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役の指揮命令に服する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、会社の信用の失墜、業績への重大な影響等の発生したもの、またはそのおそれがあるものについては、発見しだい速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議へ出席するとともに、決裁書類等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。監査役は必要に応じて、会計監査人との間で、意見交換を行うものとする。

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(708,468)	流動負債	(43,714)
現金及び預金	679,800	未払費用	31,052
売掛金	26,112	未払法人税等	949
貯蔵品	752	未払消費税等	542
前払費用	20	前受収益	10,059
繰延税金資産	542	預り金	610
立替金	878	賞与引当金	502
未収入金	364		
固定資産	(428,901)	固定負債	(2,136)
有形固定資産	(424,658)	退職給付引当金	2,136
建物	406,620		
構築物	3,049		
車両運搬具	8,318		
工具器具備品	6,671		
無形固定資産	(3,475)	負債合計	45,850
電話加入権	291		
施設利用権	3,184		
投資その他の資産	(768)		
出資金	20		
長期繰延税金資産	748		
		純資産の部	
		株主資本	(1,091,519)
		資本金	(1,000,000)
		利益剰余金	(91,519)
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	88,519
		繰越利益剰余金	88,519
		純資産合計	1,091,519
資産合計	1,137,369	負債・純資産合計	1,137,369

損益計算書

自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		335,277
家賃収入	125,267	
広告、受託料、その他収入	210,010	
売上原価		287,377
家賃原価	107,580	
広告、受託料、その他原価	179,797	
売上総利益		47,900
販売費及び一般管理費		30,559
営業利益		17,341
営業外収益		933
受取利息	275	
受取配当金	1	
雑収入	657	
経常利益		18,274
特別利益		3,497
補助金収入	3,497	
特別損失		3,497
固定資産圧縮損	3,497	
税引前当期純利益		18,274
法人税、住民税及び事業税	5,976	
法人税等調整額	1,229	7,205
当期純利益		11,069

株主資本等変動計算書

自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	3,000	77,450	80,450	1,080,450	1,080,450
当期変動額						
当期純利益			11,069	11,069	11,069	11,069
当期変動額合計	-	-	11,069	11,069	11,069	11,069
当期末残高	1,000,000	3,000	88,519	91,519	1,091,519	1,091,519

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法によっております。
無形固定資産 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期の負担見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給与に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 509,882千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数 20,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、事業税及び退職給付引当金であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	679,800	679,800	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、能登空港において空港ターミナルビル（土地は賃借）を有し、航空会社及びテナントに賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
368,817	516,639

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び圧縮記帳額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

(単位：千円)

名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額		期末残高
				借入額	返済額	
石川県	36%	金銭消費貸 借契約(※)	設備投資に 係る借入額	60,000	60,000	—
		補助金の受入	補助金収入	3,497		—

※無利子による融資を受けております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 54,575円93銭

1株当たり当期純利益 553円45銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月26日

能登空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎 文夫 ㊞

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、能登空港ターミナルビル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 宮崎文夫氏の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月31日

能登空港ターミナルビル株式会社

監 査 役 沢 田 隆 ⑩

監 査 役 浜 池 孝 夫 ⑩

監 査 役 山 下 孝 明 ⑩